

農事組合法人の所得金額計算書(経費配分方式)

記載の手引

所得金額計算書の用途等

この所得金額計算書は、地方税法第72条の4第3項の規定の適用を受ける農事組合法人が確定申告書又は修正申告書を提出する際に、法人事業税の課税標準となる所得を経費配分方式(※)で計算する場合に作成し、地方税法施行規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」(以下「省令第6号様式別表5」という。)の明細書として、併せて提出してください。

なお、所得がマイナスの場合でも、翌年度以降に繰り越す欠損金額を算定するために作成し、提出してください。ただし、次の場合は提出する必要はありません。

- 主たる事務所・事業所が北海道以外にある場合
- 別紙判定票による判定結果が「判定イ」でかつC(その他の収入)がない場合
- 別紙判定票による判定結果が「判定ハ」の場合

※ 経費配分方式とは、農業等に係る経費を「非課税となる収入」と「課税となる収入」で按分して、課税標準となる所得を算定する方法です。

◀ 記載順による記載方法 ▶

農業等売上金額・収益の区分計算

法人名		事業年度	~
-----	--	------	---

○ 非課税となる収入

米作農業収入	円
米作以外の穀作農業収入	

○ 課税となる収入

	円

- 「非課税となる収入」は、別紙判定票により非課税となった収入金額の内訳と小計を記載してください。ただし、「農業等の収入金額に含めない収入」のA~Eに該当する収入を除きます。
- 「課税となる収入」は、別紙判定票により課税となった収入金額の内訳と小計を記載してください。ただし、「農業等の収入金額に含めない収入」のA~Eに該当する収入を除きます。
- 「土地譲渡益等に係る収入」は、総所得金額の計算上、益金又は損金として計上した土地(建物又は構造物の所有を目的とする地上権及び貸借権を含む。)の譲渡損益がある場合の収入金額を記載してください。
- 「農業等の収入金額に含めない収入」は、次の収入金額及び小計を記載してください。
  - A 「福利厚生に係る従業員の社宅・寮・駐車場等の使用料収入」は、従業員から経費の一部又は全部に相当する分として徴収している社宅、寮、駐車場等の使用料及び食事代金等の収入金額を記載してください。ただし、従業員から徴収する収入金額が経費相当分(実費)を超えている場合、その超えた部分の金額は、課税となる収入に含めて算定してください。また、組合員から徴収する場合の収入金額も課税となる収入に含めて算定してください。
  - B 「[非課税となる収入]以外の特定の補助金、助成金」は、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等、法人税法の規定により圧縮した金額に相当する収入金額を記載してください。ただし、圧縮限度額を超えている場合、その超えた部分の金額は、課税となる収入に含めて算定してください。
  - C 「保険金」は、保険事故を起因として受け取る保険金差益(農産物の減収補填を目的として支払いを受ける農業共済金を除く。)を記載してください。ただし、満期及び解約に係る収入金額は、課税となる収入に含めて算定してください。
  - D 「各種引当金・準備金戻入額」は、益金として計上した各種引当金及び準備金の戻入額を記載してください。なお、この額は経費欄に繰入額と相殺して記載することとなります。
  - E 「還付金等」は、国税又は地方税に係る還付金等又は充当金の額を記載してください。ただし、還付加算金は返還額に該当しないため含まれません。また、債務免除益は( )を付して、この欄に記載してください。

○ 按分率 ※小数点以下第5位を切り捨て、第4位まで求めます。

算式	基礎数値	按分率
$\frac{a}{a+b}$	_____	0.

- 「按分率」は、非課税となる収入計aを非課税となる収入計a及び課税となる収入計bの合計で除して求めます。按分率の数値は、小数点以下第5位を切り捨て、第4位まで求め、当該数値を乗じて得た額の円未満の端数は切り捨てます。

**農業等売上原価等の区分計算**

法人名		事業年度	～
-----	--	------	---

**○ 売上原価**

科目	金額	按分率	非課税	課税
専属 種苗費	円		円	

**○ 販売費及び一般管理費**

科目	金額	按分率	非課税	課税
専属 事業税	円			円

○ 「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」は、当期分の損益計算書より区分して記載してください。記載されていない経費科目については、空欄を利用して記載してください。

- 「専属経費」は、「非課税」及び「課税」の経費で、明確に区分できるものをいいます。
- 「共通経費」は、専属経費以外の経費で、「非課税」及び「課税」に共通するものをいいます。
- 「農業等の収入金額に含めない収入の経費相当分」は、「農業等の収入金額に含めない収入」に係る経費相当額をそれぞれ損益計算に計上されている項目により区分して記載してください。

**営業外損失等の区分計算・所得金額計算**

法人名		事業年度	～
-----	--	------	---

**○ 営業外損失及び特別損失**

科目	金額	按分率	非課税	課税
専属 固定資産・機械装置売却損（専属分）	円		円	円

○ 「営業外損失及び特別損失」は、当期分の損益計算書の営業外費用及び特別損失を区分して記載してください。なお、「各種引当金・準備金」は、繰入額と戻入額を相殺した金額を記載してください。

**○ 農事組合法人の所得金額計算**

科目	総額	按分率	非課税	課税
非課税となる収入	円		a 円	

別表四減算	減価償却超過額の当期認容額			
	納税充当金から支出した事業税等の金額			
	受取配当等の益金不算入額			
	法人税等中間納付額・過誤納・所得税額等・欠損金繰戻の還付金額			
	<b>減算分計</b>	<b>F</b>		
<b>差引所得金額</b>	<b>D+E-F</b>		<b>非課税対象所得</b>	

省令第6号様式別表5【非課税等所得】の「農事組合法人の農業に係る所得」へ

- 「農事組合法人の所得金額計算」は、次により記載してください。
- 「農業経費配分-1」で区分した収入計 a、b、c を該当欄に転記して収入計を算出してください。
  - 「農業経費配分-2」、「農業経費配分-3」で区分した各経費を該当欄に転記して経費計を算出してください。
  - 納税充当金等がある場合は、按分率で算定してください。
  - 法人税法施行規則様式別表4で加算及び減算している額を区分して記載してください。なお、明確に区分できない場合は、按分率により算定してください。
  - 算出された「非課税対象所得」を省令第6号様式別表5【非課税等所得】の「農事組合法人の農業に係る所得」へ転記してください。